

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

市域又は近隣市町において、多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられるが、市として、市民等の生命、身体及び財産の保護のために、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階における初動的な被害への対処が必要となる。

また、国、府、報道機関等から提供される情報により、国内（わが国の周辺地域を含む。以下同じ。）において攻撃が発生している場合や攻撃の兆候に関する事態を把握した場合においても、市として迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要である。

このため、このような事態における初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要であることから、国による事態認定前の段階における市の初動体制について、以下のとおり定める。

なお、テロ事案における初動措置についても、本体制により対応することとする。

#### 1 市域又は近隣市町において事案が発生した場合の対応

##### (1) 市緊急事態連絡室（2号体制）の設置

市長は、現場からの情報により市域又は近隣市町において多数の人を殺傷する行為等の事案が発生したことを把握した場合、速やかに府及び府警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、「舞鶴市緊急事態連絡室」（以下「市緊急事態連絡室」という。）を設置する。

市緊急事態連絡室は市長を室長とし、参集者のうち、本部員（部長級以上の幹部職員）、本部運営班、消防班、企画班など、事態に応じた関係班により構成する。

##### (2) 情報連絡体制の整備

「市緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、府、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関及び市民等に対して迅速に情報提供を行う。

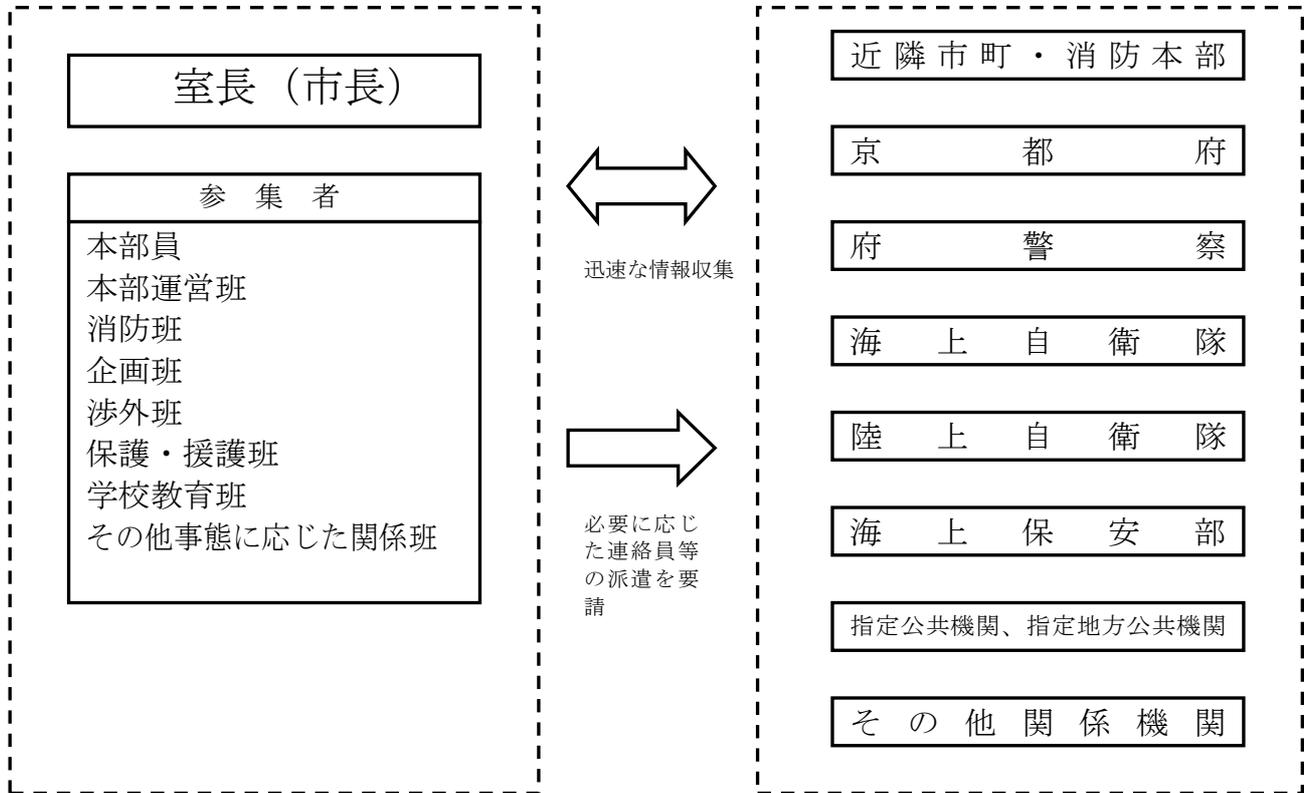
##### (3) 初動措置の実施

市は、「市緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、事態に応じて講じられる個別法（消防法、災害対策基本法、警察官職務執行法等）に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置が円滑に実施さ

れるよう関係機関と緊密な連携を図る。

また、国、府等から入手した情報を消防機関へ提供し、被害の最小化のための必要な措置等を行う。

### 【市緊急事態連絡室（2号体制）の構成】



#### (4) 関係機関への支援の要請

市長は、発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、府や他の市町等に対し支援を要請する。

#### (5) 市対策本部（3号体制）への移行に要する調整

「市緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「市緊急事態連絡室」は廃止する。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡等があった場合の対応

市は、国、府、報道機関等から提供される通知・情報等により、国内において、武力攻撃の兆候や武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の発生等を把握した場合は、不測の事態に備え、即応体制の強化を図るとともに、以下の対応を行う。

(1) 市長への報告

国内において、武力攻撃の兆候の通報や武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生したることについて、直ちに市長へ報告する。

(2) 担当課体制（1号体制）による情報収集

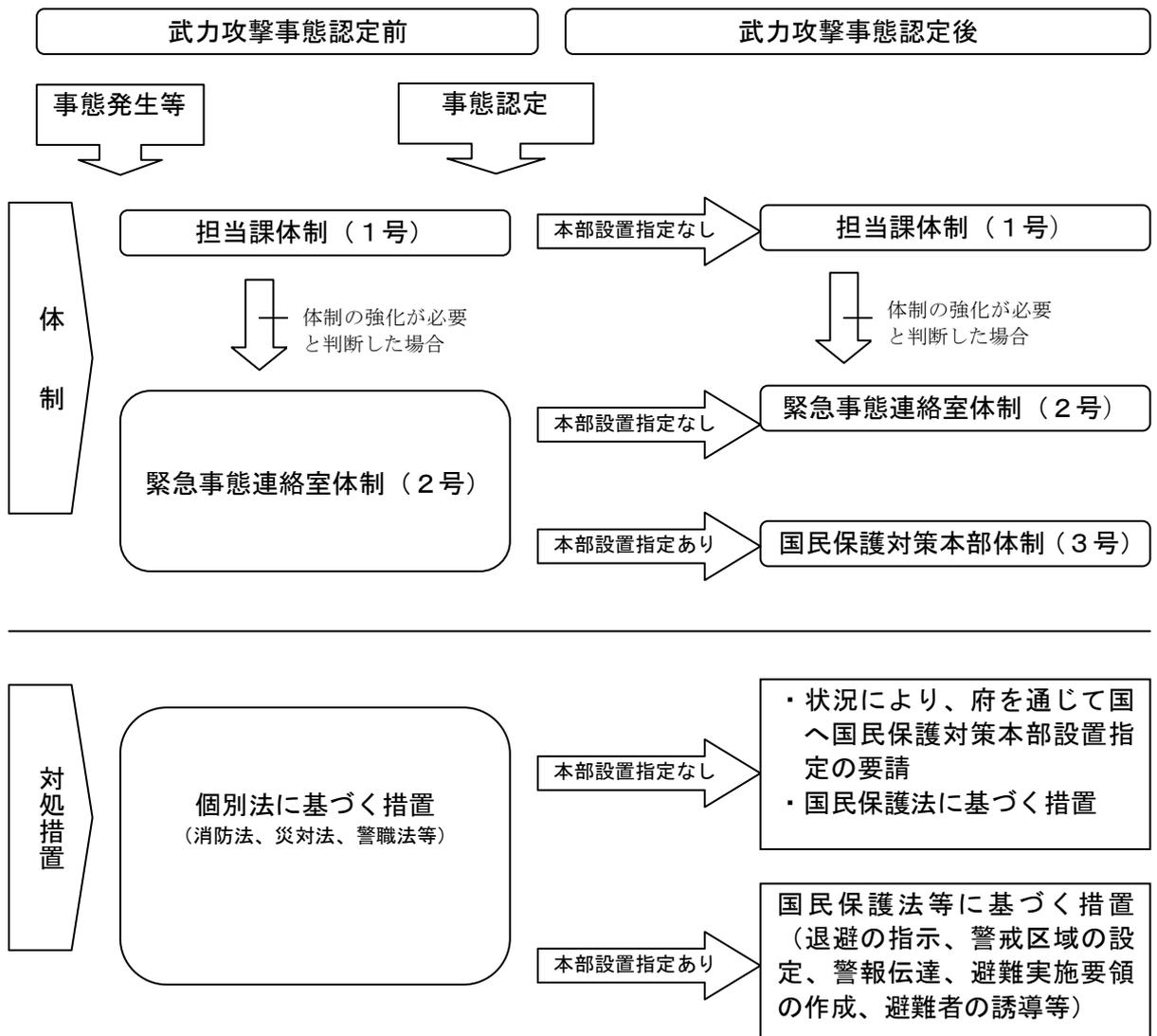
本部運営班、消防班、企画班、渉外班の参集により、国、府、報道機関等から提供される事案に関する情報等の収集に努めるとともに、収集・整理した情報を随時市長へ報告する。

(3) 市緊急事態連絡室体制（2号体制）の整備

国、府等から警戒態勢の強化を求める通知があった場合や政府による事態認定がなされたにも関わらず、市に対し、市対策本部の設置の指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、「市緊急事態連絡室」を設置し、体制の強化を図る。

また、市緊急事態連絡室を設置した場合には、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

【本市における初動体制】



注) 武力攻撃事態の認定があった場合は、市対策本部の設置指定の有無に関わらず、国民保護法に基づいた措置が実施できる。

## 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置等

(1) 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

(2) 市対策本部の設置

指定の通知を受けた市は、直ちに市対策本部を設置する（注：事前に市緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述））。

(3) 市議会への報告

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

### 2 市対策本部の設置場所

(1) 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市役所本庁舎中会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認。）

(2) 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市役所本庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を次のとおり定める。

- ① 第1順位：舞鶴市防災センター
- ② 第2順位：舞鶴市西支所
- ③ 第3順位：舞鶴市加佐分室

なお事態の状況に応じ市の判断により下位の順位を変更することを妨げるものではない。

また、市外への避難が必要で、市域に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

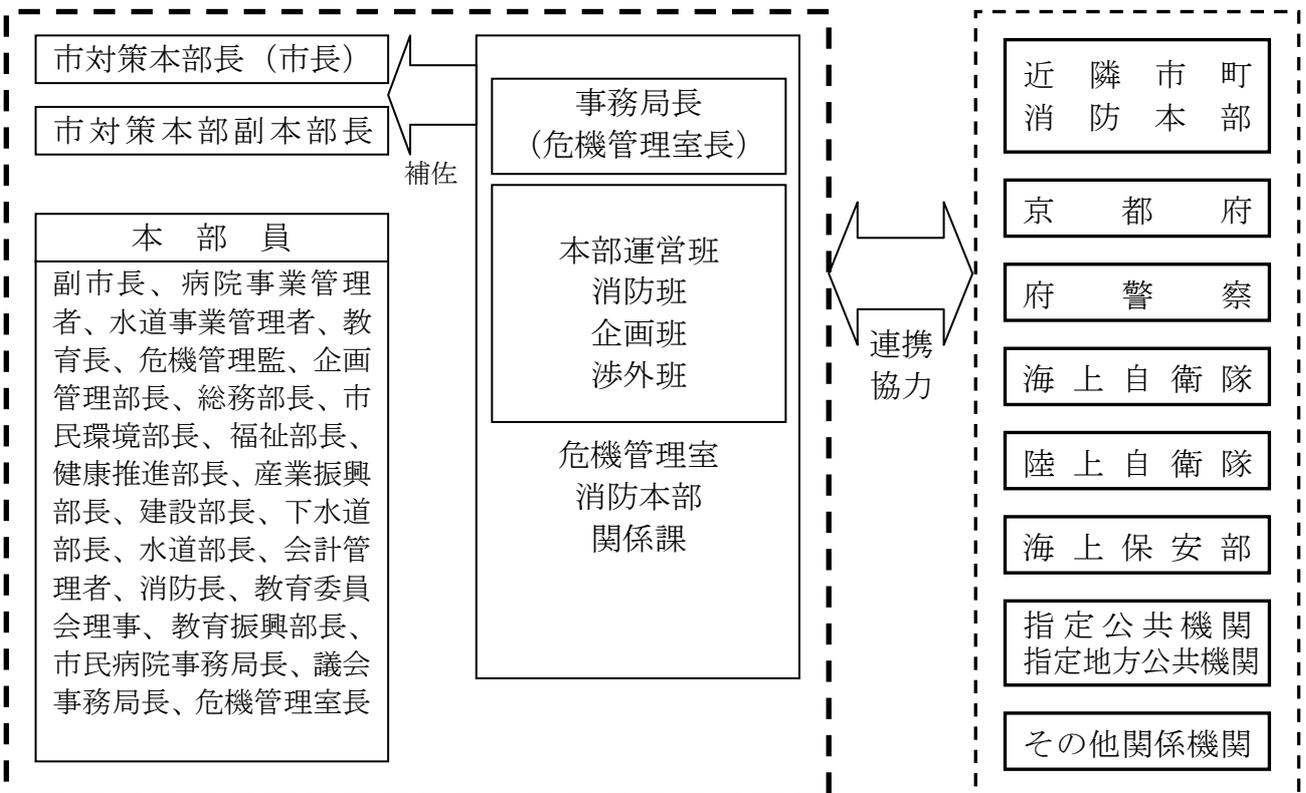
### 3 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

### 4 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

#### 【市対策本部の組織構成及び各組織】



#### (1) 市対策本部長

市対策本部長（市長、以下「本部長」という。）は、市対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

#### (2) 市対策本部副本部長

市対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部員のうちから本部長が指名する。

#### (3) 事務局の設置

市対策本部の実務を執行するため、事務局を設置し、事務局長に危機管理室長を充てる。

(4) 市対策本部会議

本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、必要に応じ、副本部長及び本部員を招集し、市国民保護対策本部会議（以下「市対策本部会議」という。）を開催する。

なお、市対策本部会議は、以下の事務を協議・調整する。

- ① 国民保護措置の実施に関すること
- ② 国・府、他府県、他市町村に対する応援又は応援の要請に関すること
- ③ 被災状況や市内における各関係機関の国民保護措置の実施状況などの情報の収集・伝達に関すること
- ④ その他国民保護措置に関する重要事項

(5) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民等に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において市民等に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、メール、インターネット、ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、市民等に迅速に情報を提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 近隣の府県や市町と連携した広報体制を構築する。

(6) 市現地対策本部の設置

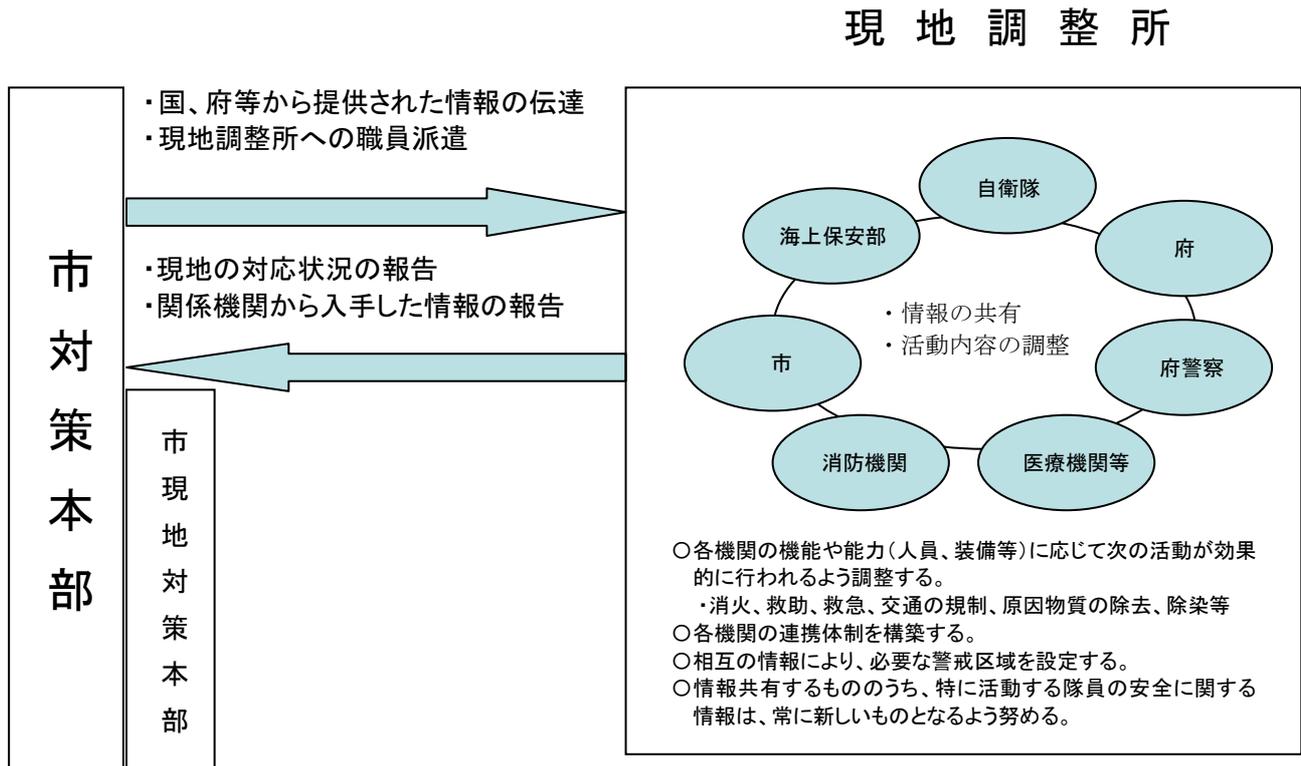
① 市は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、府等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

② 市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策本部の副本部長、本部員、その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

## (7) 現地調整所の設置

市は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（府、消防機関、府警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し）、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

## 【現地調整所の組織編成】



## 【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において、情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、活動に最も適した場所に、テント等を用いて設置するものである。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表が、定時又は随時に会合を開くことによって、連携の強化を図る。
- ④ 現地調整所の設置については、基本的には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が必要と判断した場合に設置することが原則であるが、他の対処に当たる機関が、既に現地調整所を設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることとする。

- ⑤ 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは困難であるため、市が中心となり、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見の取りまとめを行うこととする。

## 5 市対策本部長の権限

本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

### (1) 市域の国民保護措置に関する総合調整

本部長は、必要があると認めるときは、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、総合調整を行う。

### (2) 府対策本部長に対する総合調整の要請

① 本部長は、府対策本部長に対して、府並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

② 本部長は、府対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

### (3) 情報の提供の求め

本部長は、府対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

### (4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

### (5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

## 6 市対策本部の廃止

市は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部

を廃止する。

## 7 通信の確保

### (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線（地域系）、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

### (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

### (3) 通信輻輳<sup>ふくそう</sup>により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳（※）により生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、府、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国・府の対策本部との連携

#### (1) 国・府の対策本部との連携

市は、府の対策本部・支部及び、府を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・府の現地対策本部との連携

市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・府と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 知事等への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他府の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

#### (1) 知事への派遣要請の求め

市は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

#### (2) 防衛大臣への連絡

通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、海上自衛隊舞鶴地方総監部又は陸上自衛隊第七普通科連隊を通じて、防衛大臣に連絡する。

#### (3) 派遣を命ぜられた自衛隊部隊との連携

市は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

#### (1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### (2) 府への応援の要求

市は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

#### (3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
  - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
  - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、府に届け出る。
 

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、府を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、府を経由して総務大臣（消防庁）に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

## 6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市は、所定の事項を議会に報告するとともに、公示を行い、府に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーによる避難者の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、市民等からのボランティア活動の希望の可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、府と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニー

ズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努めるなど、ボランティア活動を支援する。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、府や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 市民等への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民等に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難者等の誘導
- 避難者等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

## 9 (仮称)地域安全サポーターへの協力要請

市は、「(仮称)地域安全サポーター」として登録している自衛官、海上保安官、警察官、消防職員、医療従事者等の退職者に対し、それぞれの事態に応じて、必要な協力を要請する。この場合において、協力する者の安全の確保に十分配慮する。

- 自主防災への支援
- 避難・救助に係る支援
- 専門的活動への支援

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

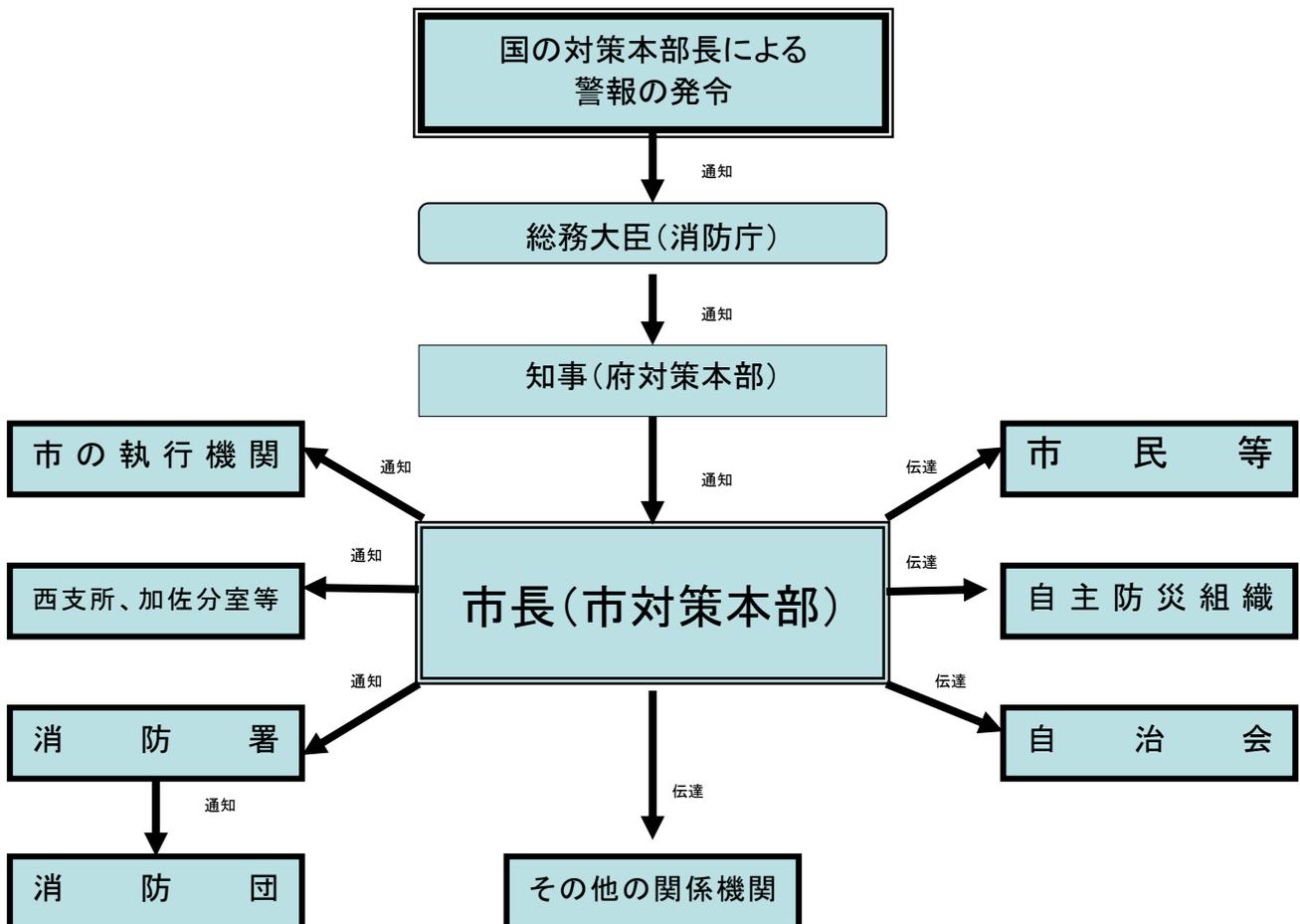
市は、武力攻撃事態等において、市民等の生命、身体及び財産を保護するため、市民に警報の内容を迅速かつ的確に伝達及び通知することが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

##### (1) 警報の内容の伝達

市は、府から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに市民等及び関係のある諸団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

#### 【警報の通知・伝達の流れ】



## (2) 警報の内容の通知

市は、警報が発令された旨の報道発表を速やかに行うとともに、市のホームページ (<http://www.city.maizuru.kyoto.jp/>) 及び消防本部のホームページ (<http://www.maizuru119.com/>) に警報の内容を掲載する。

**2 警報の内容の伝達方法**

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現に市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合

この場合においては、原則として、サイレンを吹鳴するほか、防災行政無線等の伝達手段や各種の通信手段を活用して市民等への注意喚起を図り、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民等に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用することに充分留意する。

(2) 市は、自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。

### 3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の市民等や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

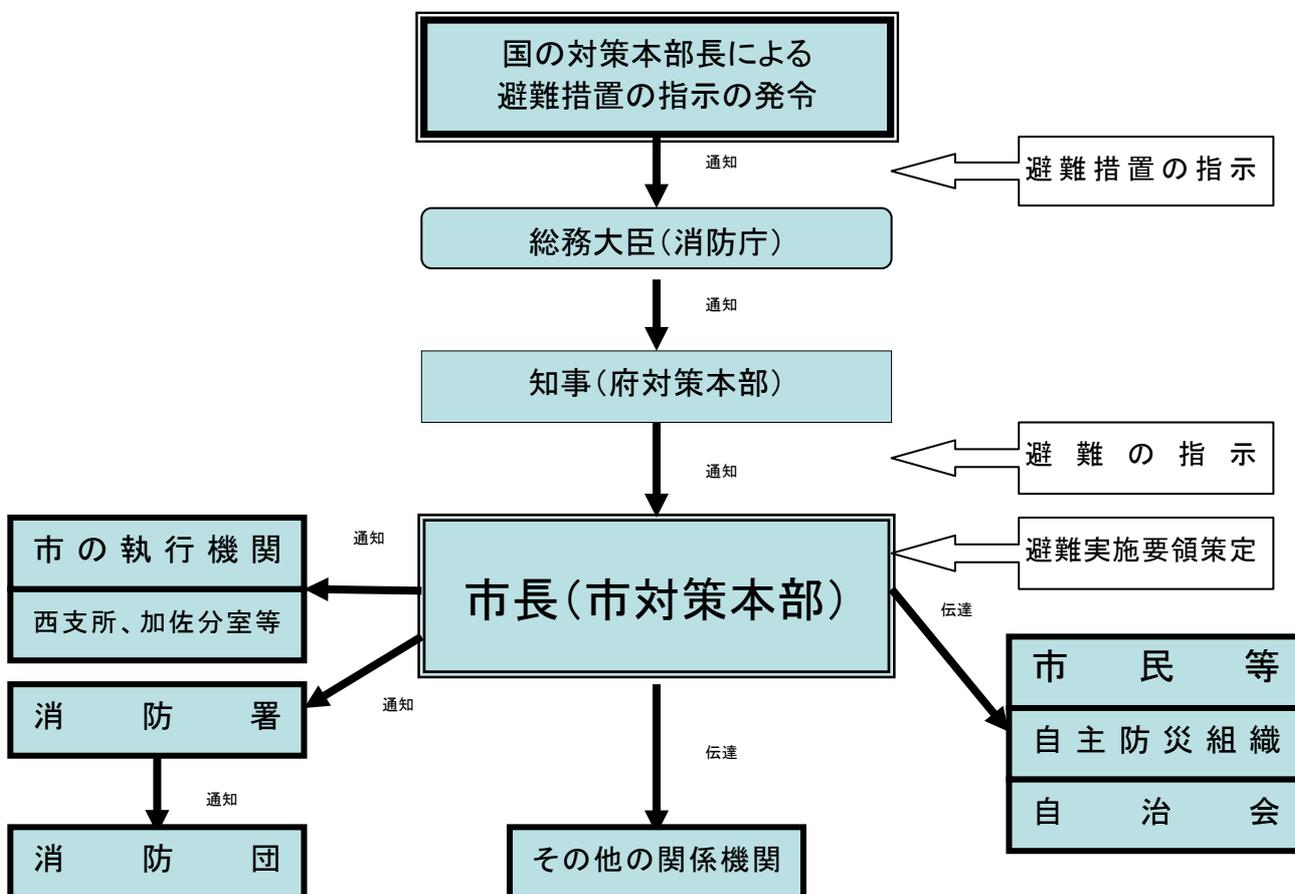
## 第2 避難者の誘導等

市は、府の避難の指示に基づいて、避難実施要領を策定し、避難者の誘導を行うこととなる。市民等の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の市民等への通知・伝達及び避難者の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難者数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に府に提供する。
- (2) 市は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、市民等に対して迅速に伝達する。

#### 【避難の指示の通知・伝達の流れ】



## 2 避難実施要領の策定

### (1) 避難実施要領の策定

市は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、府、府警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

#### 【避難実施要領の項目】

- ① 要避難地域及び避難者の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職員、消防団員の配置等
- ⑧ 要配慮者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難者の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

### (2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)  
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難者の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (輸送手段が必要な場合)  
(府との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要配慮者の避難方法の決定 (避難支援プランの策定や要配慮者支援班の設置の検討)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、府警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者と

の調整)

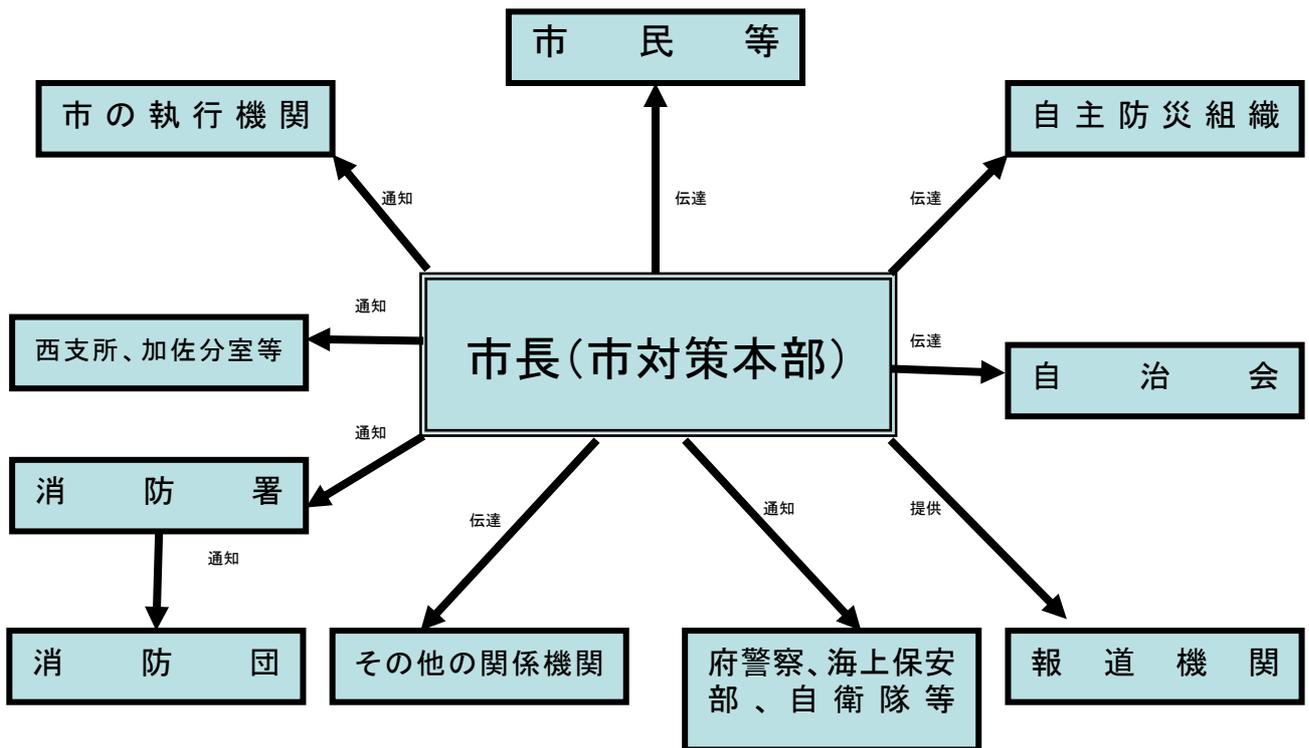
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（府対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、市民等及び関係のある諸団体に伝達する。その際、市民等に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の市民等に関する情報を的確に伝達するように努める。

また、市は、直ちに、その内容について府警察、海上保安部、自衛隊並びにその他の関係機関に通知する。さらに、報道機関に対して、避難実施要領の内容を提供する。

【避難実施要領の通知・伝達の流れ】



### 3 避難者の誘導

#### (1) 市による避難者の誘導

市は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難者を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、市民等に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど市民等の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 消防の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な要配慮者の人員輸送車両等による運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難者の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難者の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市は、避難実施要領の内容を踏まえ、職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、府警察、海上保安部又は出動を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官による避難者の誘導を要請する。

また、警察官、海上保安官又は自衛官が避難者の誘導を行う場合に府警察署長等から協議を受けた際は、市は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

#### (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市は、避難者の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域におけるリーダーに対して、避難者の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市は、避難者の誘導に際しては、府と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。市は、避難者の心理を勘案し、避難者に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難者の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市は、避難者の誘導にあたっては、要配慮者の避難を万全に行うため、自治会、社会福祉協議会、民生児童委員、福祉団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき、差し迫った状況にあることを説明し避難を求める。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、府警察が行う被災地、避難所等における犯罪の防止等のための活動に必要な協力を行うとともに、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。

(9) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、府警察と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。

(10) 避難者を誘導する者による警告、指示等

- ① 避難誘導を行う者は、国民保護法第66条第1項の規定により、避難に伴う混乱等において、危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受ける恐れのある者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。
- ② 警察官又は海上保安官は、①の場合において、警告又は指示に従わない者がいる場合や警告又は指示を行ういとまがない場合などについては、法第66条第2項の規定により、立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生じる恐れのある道路上の車両その他の物件の除去等必要な措置を講じることができる。

(11) 病院等の施設所在者の避難

市は、病院、老人福祉施設、障害者福祉施設、保育所その他自ら避難することが困難な者が在所している施設の管理者に対し、火災や地震等のための既存の計画等を参考にして、施設職員による引率、保護者等への連絡及び引渡し、

車椅子や担架による移動の補助など、できる限りの措置を講じるよう要請する。

#### (12) 積雪時における市民等の避難

市は、積雪時における市民等の避難については、避難の経路や交通手段が限定され、移動に時間を要することから、府等と連携し、避難者の健康管理や交通路の確保などについて十分配慮する。

#### (13) 動物の保護等に関する配慮

市は「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

#### (14) 府に対する要請等

市は、避難者の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、府による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。また、避難者の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。市は、知事から、避難者の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

#### (15) 避難者の運送の求め等

市は、避難者の運送が必要な場合において、府との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難者の運送を求める。

市は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、府を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、府対策本部長に、その旨を通知する。

また、陸上ルートでの避難が困難な場合においては、海上ルートを使用して避難を行うことが考えられるため、官庁船、漁船、その他の船舶等に協力を要請する。

#### (16) 避難者の復帰のための措置

市は、避難の指示が解除された時は、避難者の復帰に関する要領を作成し、避難者を復帰させるため必要な措置を講じる。

#### 4 予測される武力攻撃事態の類型

(1) 基本指針に示された武力攻撃事態の4類型

	着上陸侵攻	ゲリラ、特殊部隊等	弾道ミサイル、航空機
要避難地域の範囲	広範囲	応急的かつ柔軟な避難が必要	①攻撃目標の特定困難 ②広範囲に避難を指示 (航空機のみ)
避難の指示	比較的長期に及ぶことを前提に対処	①要避難地域からの迅速な避難の実施又は屋内への一時避難 ②移動の安全が確認された後、適切な避難先に移動	①近傍のコンクリート造等の堅牢な施設、建築物の地階、地下街、地下駅舎等への屋内への避難 ②事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域に避難
留意事項	①予測事態での避難が重要 ②避難における混乱防止に努める ③運送力の確保 ④国の総合的方針に基づく避難措置の指示を踏まえた対応 ⑤交通規制の実施	①状況の推移に伴い応急的かつ柔軟な避難 ②市、府、府警察、海上保安庁、自衛隊間で適切な役割分担のもと避難誘導 ③緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の措置	弾頭の種類により対応が大きく異なる

## (2) 基本指針に示されたNBC攻撃（※）の特徴等

	核兵器等	生物兵器	化学兵器
共通的留意事項	<p>①消防機関は、防護服を着用する等、職員の安全を図るための措置を講じた上で、避難者を誘導</p> <p>②避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用させること、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻にあてさせることなどに留意</p>		
初期避難及びその後の避難行動	<p>①核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難、安定ヨウ素剤の服用、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難</p> <p>②放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある場合は、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難</p> <p>③放射性降下物による外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きと垂直方向に避難</p> <p>④ダーティーボムによる攻撃の場合は、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難</p>	<p>①武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難</p> <p>②ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が非常に困難であり、関係機関は、市民等を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を講じる</p>	<p>①武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難</p> <p>②化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所へ避難</p>

## (3) 基本指針に示された緊急処理事態の特徴等

	攻撃対象施設等による分類		攻撃手段による分類	
	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等
事態例	<ul style="list-style-type: none"> <li>①原子力事業所等</li> <li>②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等</li> <li>③危険物積載船</li> <li>④ダム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①大規模集客施設</li> <li>②ターミナル駅等</li> <li>③列車等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ダーティーボム等</li> <li>②炭疽菌等生物剤の大量散布</li> <li>③サリン等化学剤の大量散布</li> <li>④水源地に対する毒素等の混入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①航空機等による自爆テロ</li> <li>②弾道ミサイル等の飛来</li> </ul>
被害の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>①大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく、汚染された飲食物を摂取した市民等が被ばく</li> <li>②爆発及び火災の発生により市民等に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障</li> <li>③危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障</li> <li>④下流に及ぼす被害が多大</li> </ul>	<p>爆破による人的被害が発生、施設が崩壊した場合には人的被害は多大</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害や、放射線による正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症、小型核爆弾は、核兵器の特徴と同様</li> <li>②生物剤の特徴は生物兵器の特徴と同様、毒素の特徴は、化学兵器の特徴と類似</li> <li>③化学剤の特徴は、化学兵器の特徴と同様</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①施設破壊に伴う人的被害で、施設の規模により被害規模が変化</li> <li>②攻撃目標周辺の被害を予想</li> <li>③爆発、火災等の発生により市民等に被害が発生するとともに建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障</li> </ul>

## 第5章 救 援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 府への要請等

市は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町村との連携

市は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、府内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社京都府支部との連携

市は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社京都府支部に

委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社京都府支部と連携しながら救援の措置を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

市は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難者の運送の求めに準じて行う。

### 3 救援の内容

#### (1) 救援の基準等

市は、事務の委任を受けた場合は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という）及び府国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

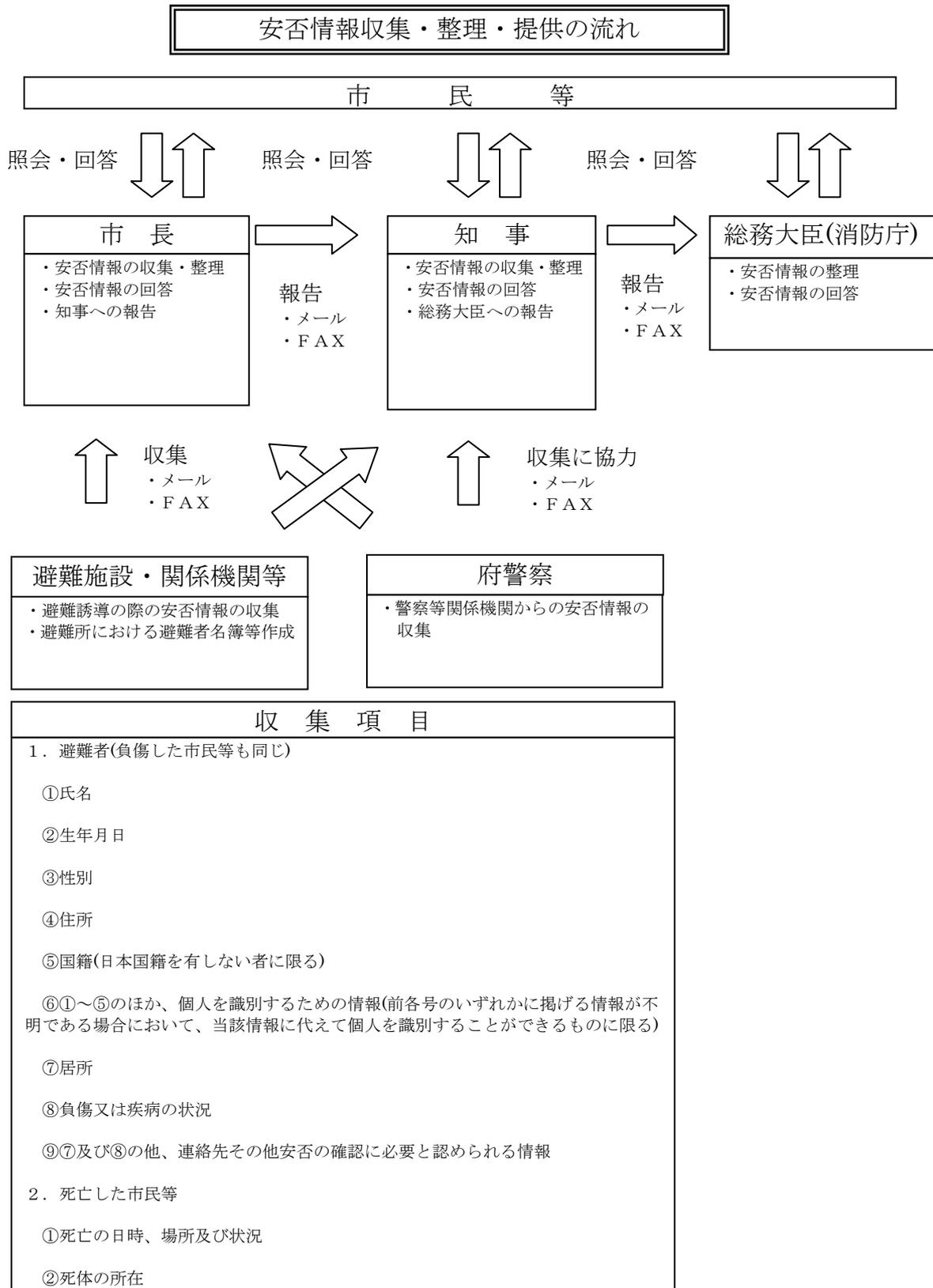
#### (2) 救援における府との連携

市は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、府と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



## 1 安否情報の収集

### (1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、府警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難者から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

### (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

## 2 府に対する報告

市は、府への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を、電子メールで府に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に市民等に周知する。

② 市民等からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

### (2) 安否情報の回答

① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、

安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難者に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

### (3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4 日本赤十字社京都府支部に対する協力

市は、日本赤十字社京都府支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 5 民間事業者等が提供する安否情報システムの活用

市が、国民保護法に基づき提供する安否情報のほか、民間事業者等が提供している安否情報提供システムを活用することにより、総合的に市民等の安否情報に係るニーズが満たされるよう努めるものとし、市民等の利便性を高めるため、市のホームページにリンクを張るなど、広く市民に周知する。